

# 訪問介護重要事項説明書

〈令和6年 6月 1日現在〉

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3810-6081 (月～金 午前8時30分～午後5時まで)

担当 介護ユアイヘルパーステーション

## 2. 介護ユアイヘルパーステーションの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護ユアイヘルパーステーション
所在地	東京都荒川区西尾久7-27-9 ブラウンハウス101
介護保険指定番号	東京都 1371801182
サービスを提供する地域	東京都荒川区・北区・足立区

### (2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	ヘルパー2級	1名		事業所・業務の管理、訪問介護計画書の作成等	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	4名		訪問介護計画書の作成等	4名
サービス従事者	介護福祉士		3名	訪問介護サービスの提供	18名
	ヘルパー2級	1名	14名		

### (3) サービスの提供時間帯 (ヘルパーは365日活動します)

午前8時30分 ~ 午後5時30分

※ 他の時間帯のご利用はご相談下さい。

(時間帯により、料金が異なる場合もあります)

※ 時間外の対応は留守番電話転送(緊急時)

ヘルパー活動時間 午前6時～午後24時

## 3. サービスの内容

### (1) 身体介護

- ① 移動・移乗介助
- ② 入浴介助
- ③ 排泄介助
- ④ 更衣介助
- ⑤ 食事・飲水介助
- ⑥ 体位変換
- ⑦ 外出介助
- ⑧ 清潔・整容介助
- ⑨ 見守り的援助
- ⑩ その他

### (2) 生活援助

- ① 買物
- ② 調理
- ③ 掃除
- ④ 洗濯
- ⑤ その他

### (3) その他のサービス

- 介護相談 介護に係わる全般的な相談を受け、適切な援助を行ないます。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割、3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

##### 1 訪問介護サービス（要介護1～5の方・要支援1・2の方）

基本料金に対して、夜間早朝時間帯は25%増し、深夜時間帯は50%増しとなります。

※訪問介護処遇改善加算（II）所定単位数の22.4%の加算になります。

##### 【基本料金表】

##### 1 身体介護（1回あたり）

単位：11.4円

	単位	基本料金	利用者負担料金		
			1割	2割	3割
所要時間20分未満の場合	163単位	¥1,858	¥186	¥372	¥558
所要時間20分以上30分未満の場合	244単位	¥2,781	¥279	¥557	¥835
所要時間30分以上1時間未満の場合	387単位	¥4,411	¥442	¥883	¥1,324
所要時間1時間30分未満の場合	567単位	¥6,463	¥647	¥1,293	¥1,939
所要時間1時間30分以上の場合 ※	82単位	¥934	¥94	¥187	¥281

※所要時間が30分を増すごとに82単位加算

##### 2 生活援助（1回あたり）

単位：11.4円

	単位	基本料金	利用者負担料金		
			1割	2割	3割
所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	¥2,040	¥204	¥408	¥612
所要時間45分未満の場合	220単位	¥2,508	¥251	¥502	¥753

**3 身体介護に引き続き生活援助を行う場合（1回あたり）**

単位：11.4円

	単位	基本料金	利用者負担料金		
			1割	2割	3割
所要時間20分以上の場合	65単位	¥741	¥75	¥149	¥223
所要時間45分未満の場合	130単位	¥1,482	¥149	¥297	¥445

**4 介護予防訪問介護サービス 要支援1・2の方（1ヶ月あたり）**

単位：11.4円

	単位	基本料金	利用者負担料金		
			1割	2割	3割
週1回程度の利用が必要な場合	1176/月 単位	¥13,406	¥1,341	¥2,682	¥4,022
週2回程度の利用が必要な場合	2349/月 単位	¥26,778	¥2,678	¥5,356	¥8,034
週2回程度を超える利用が必要な場合 ※要支援2の場合に限り	3727/月 単位	¥42,487	¥4,249	¥8,498	¥12,747

※上記の料金設定の基本となる時間は、居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

**5 加算など（要介護1～5の方、要支援1・2の方）**

単位：11.4円

	単位	基本料金	利用者負担料金		
			1割	2割	3割
初回加算 ※初回の訪問サービスにサービス提供者が訪問した場合 ※初回時のほか、利用者が過去2か月に該当するサービスの提供を受けていない場合	200単位	¥2,280	¥228	¥456	¥684
緊急時訪問加算 ※利用者またはご家族から要請を受けて、緊急に訪問介護サービスを提供した場合	100単位	¥1,140	¥114	¥228	¥342

6 介護保険外の利用料は、下表のとおりに定めます。全額自己負担となります。

サービス内容	基準時間	料金	サービス内容	料金
身体	30分未満	¥2,000	生活	¥1,800
	30分以上 1 時間未満	¥3,000		¥2,500
	30分増すごとに加算	¥1,500		¥1,250
通院の 待ち時間	30分未満	¥750		
	30分以上 1 時間未満	¥1,500		
	30分増すごとに加算	¥750		

※午前 6 時～8 時・午後 6 時～10 時は、25% 増 午後 10 時～翌午前 6 時は、50% 増

## (2) 交通費

ご利用者様の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合は、交通費の実費を負担していただく場合があります。

## (3) キャンセル料

ご利用者様のご都合で、利用当日にキャンセルとなった場合は、キャンセル料として 2,500円 いただきます。

キャンセルの場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先 電話 03-3810-6081）

※ただし、ご利用者様の容態の急変等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

## (4) サービス提供時の光熱費等

サービス提供にあたり必要となる水道、ガス、電気等の費用は利用者様の負担となります。

サービス提供記録の複写物の交付については、実費相当の料金をいただきます。

## (5) 毎月のお支払方法

毎月、10日頃までに前月分の利用料及びその他の費用を請求いたしますので22日頃までにお支払い下さい。後日、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座振替（自動引落）、現金支払のいずれかの方法をお選び下さい。

※ 利用料、その他の費用の支払いについては、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

電話等でお申込下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合には事前に介護支援専門員とご相談下さい。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所の職員の体制等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

介護保険適用の方は以下の場合双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護保険施設等に入所された場合
- ・ ご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ ご利用者様が永眠された場合

#### ④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書にて解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。

## 6. 当事業所の介護サービスの特徴

### (1) 運営の方針

当事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者が要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的として、以下の運営方針によって訪問介護を提供します。

- ① 事業所の訪問介護員等は、高齢者がその人権を擁護され、またその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 介護サービスの実施に当たっては、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ③ 介護サービスの実施に当たっては、地域社会への貢献をすすめ、介護保険制度の発展に寄与します。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパー変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください。
職員への研修の実施	有	随時研修会を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	独自のホームヘルプサービス事業マニュアルを作成し、職員に徹底しています。

## 7. 事故発生時、緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	Dr	電話	-	-
緊急連絡先 (続柄 )	様	電話	-	-

## 8. 虐待防止のための措置

「高齢者虐待防止法」に基づき、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、区市町村等との連携に努めます。

## 9. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所相談・苦情担当

介護ユーアイヘルパーステーション 電話番号 03-3810-6081  
ファックス 03-3810-6082

### (2) その他

#### ① 東京都国民健康保険団体連合会

担当窓口 介護保険部 相談指導課 相談窓口担当  
電話番号 03-6238-0177  
受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

#### ② 荒川区役所

担当窓口 介護保険課  
電話番号 03-3802-3111  
受付時間 8:30~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

## 当事業所の概要

名称・法人種別 株式会社 介護ユーアイ  
代表者役職・氏名 代表取締役 渡邊 ひな子  
所在地・電話番号 東京都荒川区西尾久7-15-4 TEL 03-3810-6069

## 定款の目的に定めた事業

### 介護保険法による下記の居宅介護支援サービス事業

- ① 居宅介護支援事業
- ② 福祉用具レンタル及び販売
- ③ 訪問介護
- ④ 通所介護

営業所数等	居宅介護支援	1ヶ所
	福祉用具販売・貸出	1ヶ所
	訪問介護	2ヶ所
	通所介護	2ヶ所

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〈事業所〉

事業者名 株式会社 介護ユーアイ  
介護保険指定番号 東京都 1371801182  
所在地 〒116-0011  
東京都荒川区西尾久7-27-9 ブラウンハウス101

名称 介護ユーアイヘルパーステーション  
説明者 サービス提供責任者

氏 名

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

〒

住 所

---

氏 名

---

〈代理人〉

〒

住 所

---

氏 名

---